

白川村いじめ防止等対策推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白川村いじめ防止等対策推進条例（平成 年白川村条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(取組)

第2条 村は、条例第6条に規定するいじめの防止等のための必要な措置及び条例第10条に規定するいじめに関する必要な啓発及び教育として、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 保護者及び村民を対象とした講演会、学習会等の実施及びリーフレット、広報誌等による啓発活動
- (2) 村教育委員会内への子どものいじめ等相談窓口の設置及び国、県等の相談 窓口に関する広報
- (3) いじめの早期発見及び子ども同士の間人関係把握するため 村立学校・保育園と連携したアンケート調査等の実施
- (4) 関係機関等との連携並びにいじめ、不登校対策等の専門員及び相談員の活用
- (5) 村立学校・保育園の教職員及び保育士を対象とした研修会の実施

(組織)

第3条 条例第13条に規定する白川村教育委員会いじめ防止等専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村教育委員会が選定し、村長が委嘱する。

- (1) 児童等の権利、発達及び心理に理解があり、豊かな経験及び専門的知識を有する者
- (2) 児童等の問題行動に精通した者
- (3) 条例第2条第7項に規定する関係機関等が推薦する者
- (4) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間を任期とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 村長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき及び委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、その職を解くものとする。

6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、村長は、必要があると認めるときは、その必要な期間、臨時に委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員の互選で定め、副委員長は、委員長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員会の会議)

第5条 専門委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議は、村長が招集する。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(委員の兼職の禁止)

第6条 委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長若しくは議会の議員又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 委員は、村と請負関係にある企業その他これに準ずる団体の役員と兼ねることができない。

(報告)

第7条 村は、いじめの通報又は相談を受けたときは、いじめ相談受付票(別記様式第1号)を作成し、直ちに当該児童等が通う村立学校・保育園へ通知するものとする。

2 村立学校・保育園は、いじめを認知したときは、いじめ相談受付票(別記様式第1号)を作成し、直ちに当該児童等が通う村立学校・保育園へ通知するものとする。

3 村立学校・保育園は、条例第2条第8号に規定する関係機関等及び委員会へ対応を依頼するときは、村の了解を得た後通報するものとする。ただし、緊急を要する事案においては、この限りでない。

4 村立学校・保育園は、いじめへの対応状況及び経過を、いじめ対応報告書(別

記様式第3号)により村に報告するものとする。ただし、対応の途中で緊急を要する事態となった場合は、この限りでない。

(報告の対応)

第8条 村は、前条第4項の規定による報告を受け、村が必要と認めるとき又は重大事態が起きたとして自ら調査を行う必要があると判断したときは、専門委員会を緊急に招集し、それまでの対応状況等をいじめ対応報告書により専門委員会に報告するとともに、当事者間の関係を調整するなど問題解決等の支援を行うものとする。

2 村は、前条第4項の規定による報告を受け、緊急を要する事案でないと判断したときは、専門委員会を招集し、それまでの対応状況等をいじめ対応報告書により専門委員会に報告し、意見及び対応を求めることができる。

3 専門委員会は、前2項の規定により村から報告を受けたときは、条例第14条第2項に規定する是正又は支援の内容について、是正要請・支援通知書(別記様式第4号)により村に通知するものとする。ただし、緊急を要する事案においては、この限りでない。

4 村は、条例第15条第3項の規定により、村立学校・保育園、村等が行なった対応状況を、是正要請・支援報告書(別記様式第5号)により専門委員会に報告するものとする。ただし、緊急を要する事案においては、この限りでない。

(重大事態への対処)

第9条 村立学校の校長、保育園の園長は、在籍する児童等に重大事態が発生したときは、直ちに村教育委員会にその旨を報告しなければならない。

2 村教育委員会は、前項に規定するとき又は児童等若しくは保護者から重大事態に該当する事実があったと申立てを受けたときは、いじめ防止等対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第30条第1項の規定によりその旨を村長に報告するとともに、法第28条第1項の規定により当該重大事態に係る調査を開始する。

3 村教育委員会及び村立学校の校長、保育園の園長は、法第28条第2項の規定により、被害児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を提供する場合においては、当該重大事態に係る他の児童等及び関係者の個人情報の保護に配慮するものとする。

4 村教育委員会は、重大事態に係る調査の結果を、速やかに村長に報告しなければならない。

5 村長は、被害児童等及びその保護者に対し、法第30条第2項に規定する調査に係る重大事項の事実関係その他の必要な情報を提供する場合には、当該重大事態に係る他の児童等及び関係者の個人情報の保護に配慮するものとする。

(活動状況等の報告内容)

第10条 条例第18条第1項に規定する活動状況等は、次に掲げるものとする。

(1) 専門委員会が対応した報告及び相談の概要

(2) 専門委員会が条例第14条の規定に基づき行った調査、調整等の概要

(庶務)

第11条 専門委員会の庶務は、村教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。